

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和5年5月11日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和5年5月11日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「寺尾小学校」「本牧南小学校」「中図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について
新型コロナウイルス感染症への対応について

3 請願等審査

受理番号1 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第6号議案 博物館法施行細則の一部改正について

教委第7号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学
区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第8号議案 令和5年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第9号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第10号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第11号議案 令和5年度一般会計予算案（5月補正）に関する意見の申出について

教委第12号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第13号議案 教職員の人事について

教委第14号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月7日の会議録の署名者は森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月21日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○「寺尾小学校」「本牧南小学校」「中図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

○新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらも前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず1点目ですが、「『寺尾小学校』『本牧南小学校』『中図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」、次に2点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、次に「『寺尾小学校』『本牧南小学校』『中図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」、所管から御報告いたします。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木でございます。文部科学大臣表彰を、「寺尾小学校」、「本牧南小学校」、「中図書館」が受賞いたしました。本日は、寺尾小学

校の北村校長、本牧南小学校の中村校長、それから中図書館の塗師館長にお越しいただいております。後ほどそれぞれの取組について御報告させていただきます。それではまず、概要につきまして生涯学習文化財課長から説明させていただきます。

小野寺生涯学習文化財課長

生涯学習文化財課長の小野寺と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料の表題の下にございますように、こちらの表彰制度につきましては、文部科学省が平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体又は個人に対し、大臣表彰を行っているものでございます。令和5年度は、「子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、全国で226の学校・図書館・団体又は個人が表彰されております。「表彰式」につきましては、その下にございますように、令和5年4月23日に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催されております。今回、文部科学大臣表彰を受賞されました学校・図書館につきましての取組内容をそれぞれ御報告させていただきます。

北村寺尾小学校校長

寺尾小学校校長の北村と申します。本校の学校図書館は、校舎の2階、学校の中心に位置していて、雨の日も子供たちがたくさん集まり、晴れの日も当然、子供たちは大好きで何度も訪れる学校図書館になっています。この3年間、コロナ禍で学校図書館教育がなかなか進まなかった中でも、図書委員の子供たちはスタンプリーを行ったり、ブックリストが書いてあるようなしおりを作ったりと、一人ひとりがコロナ禍であっても本に向き合えるような取組をしてきました。

そして何よりも、毎週水曜日に図書ボランティアの皆さんが読み聞かせをしておりましたが、この3年間はそれができなかった時期がありました。離れた放送室から生放送でテレビの画面を通じて本の読み聞かせを行ったり、その後、自分たちで録画した動画にBGMや効果音を足したり様々な工夫をして、それこそ映画のような動画を作る、そのような取組をしてまいりました。効果としては、何度も繰り返して見ることが出来ますから、教室でそれぞれが自分の端末を通して見ることができて、コロナ禍であっても今でもその様々な工夫が生きています。他校のボランティアの皆さんともそういった情報共有をさせていただいて、動画というものもこれからの読み聞かせにいろいろな広がりを持たせていけるのではないかということが見えた3年間です。止めることをしなかったこの3年間で今回の受賞につながったと思っております、学校図書館に関わった全ての者にとっての誇りになっています。以上です。

中村本牧南小学校校長

本牧南小学校校長の中村でございます。本校は、学校司書の青木が中心になって授業や学校行事とSDGsとを関連づけた「情報発信基地としての学校図書館年間計画」を作成して、学校図書館は情報発信基地という形で、子供たちの学校生活で学んだことをSDGsとつなげて考える動機づけを支援しています。

具体的に三つお話をいたします。SDGsにつながる本を複数読むことで達成できるSDGsビンゴを学校図書館で実施したり、二つ目としましては、栄養教諭や給食室と連携して、本に出てくるメニューや食材を給食で食べることが出来る「おはなしレストラン」という取組も行っています。例えば、「11ぴきのねことあほうどり」という絵本があるのですが、そこに出てくるコロケと関連させて給食を提供してお昼の放送等で話をしたり、「ふしぎ駄菓子屋銭天堂」の「ほしいイモ」というお話の中では大学いもを提供したり、そういったことに取り組んでいます。

三つ目は「ラボット文庫の100冊」で、パナソニック教育財団の助成を受けて、「ラボット」を令和3年度に導入いたしました。当初は、コロナ禍にあって人との関わりが制限されている中で、思いやりや温かい心を育むことをねらいとしていたものです。基本的にこのラボットは学校図書館に置いて活用しているのですが、子供たちにとってロボットでありながら学校の仲間、小規模校ですので子供たちと密接に関わっています。この根付いたラボットをきっかけに、学校図書館に来館する児童も増えました。「ラボット文庫の100冊」として、ラボットが選んだ100冊という設定で学校司書が100冊選定して本を掲示したことで、子供たちもSDGsや読書をより身近に感じることができるようになりました。今年度はこの文部科学大臣表彰をきっかけに、これまでの活動を継続するだけでなく、中図書館も同じ区にありますので、一緒に新たな取組も始めているところでございます。以上です。

塗師中図書館
長

中図書館長の塗師でございます。当館では、読書活動を推進するために、主に四つの取組を中心に進めてまいりました。一つ目は、11月を中心に中区内の団体、施設、民間企業などを行う「なか区ブックフェスタ」でございます。当館は教育委員会事務局の一部を担うとともに、新型コロナウイルス感染症の流行が始まりました2020年には動画での参加や、昨年はおすすめの本をまとめて福袋にしました「本の福袋」ということで参加いたしました。二つ目は、読み聞かせボランティアグループとの連携でございます。ボランティアや職員による子ども向けおはなし会を月に5回から6回行います。毎月1回終了後には、ボランティアの方に向けた新刊図書の紹介や意見交換などを行っております。また、ストーリーテリングを楽しむ大人のためのおはなし会なども開催いたしました。三つ目は、自然や環境団体との連携事業です。「森の中のプレイパーク」と言いまして、当館は公園の近くでございます。公園での自然観察の後、図書館の資料を使った調べ物や、図書館の利用方法を学んでいただくということでございます。更に、学校連携事業にも取り組みまして、図書館見学や職業体験を受け入れるとともに、教職員向けの貸出しを行いました。

なお、今回、同時受賞いたしました本牧南小学校へは、コロナ禍前の2018年までは当館の職員がブックトークや読み聞かせを行いに出向いておりましたが、しばらく途絶えておりましたので、今回の受賞を機に、改めて先生とも連絡を取り合いまして、昨日、授業を拝見させていただくとともに、今月18日には、3年生の皆様が図書館見学においでいただける予定でございます。以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。このたびは受賞おめでとうございます。それぞれの学校と図書館の取組を聞かせていただいて、子供たちが読書力をつけるということは、自分の人生を豊かに楽しく生きる、その土台になるものですから、幼少期の読書体験は非常に重要になってくると思います。それぞれに少し伺いたいことがございます。寺尾小学校の場合は、保護者や地域の方でしょうか、ボランティアの方々がコロナ禍の中で動画作成をされるというのは、初めて伺ってびっくりいたしました。もしよろしければ、ボランティアの状況、皆様の取組の具体を少し教えていただけたらと思います。

北村寺尾小学
校校長

お答えいたします。動画作成は、YouTubeを見慣れている子供たちにはとてもすんなり入るのです。本来でしたら対面で本を挟んで読み聞かせをするところでは

が、それができなくなったので、動画を作成することでテレビの画面を通して子供たちは読み聞かせを聞きます。今、動画共有サービスに慣れ親しんでいる子供たちには、こういったものもすっと入るのだなと思います。工夫しながら、それぞれ持っている機材なども集めながら、BGMを足したり、背景も凝ったことをしたり、私も実はサプライズゲストとして、「どこかで校長が声優になっているよ」というようなことも行って、いろいろな楽しみを含めながら作成した動画はまたいつでも見られますから、アップデートしていけると思っています。

大塚委員

ありがとうございます。本牧南小学校の取組も、学校司書の方の役割は大変重要で、なおかつ、スタートしてから時を重ねて素晴らしい活動に発展していると思いますが、司書教諭との連携ということもここに載せてあります。司書教諭の方と学校司書の方が連携するというのは、スムーズに行く場合もあればなかなか難しい場合もあるかと思いますが、具体的に何か一つでも例を教えていただけたらと思います。

中村本牧南小学校校長

私がお答えしたいと思うのですが、今日は学校司書の青木が同席しております。学校司書の青木が図書室の運営も含めて中心になって今活動しており、青木から積極的に司書教諭に声をかけて関わってもらっている最中です。具体的に青木から話をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

青木本牧南小学校学校司書

本牧南小学校学校司書の青木と申します。よろしくお願いたします。司書教諭の先生とはもちろんですが、担任の先生とも常に連携を取りまして、主には国語と総合的な学習の時間の冒頭において、学校図書館が何らかの形で導入に関わるという授業支援を行っています。その結果、重点研究の中で学校司書と一緒にコラボレーションして授業を組み立てていくという流れがこの数年で出来上がっております。司書教諭を中心に、いろいろ取り組ませていただいております。ありがとうございます。

大塚委員

ありがとうございます。重点研究にも参加していただいているのが、素晴らしいなと思いました。やはり教職員の中の関係性に豊かさがあればあるほど、子供たちの読書活動にその豊かさが返っていくと思います。これからもよろしくお願いたします。

最後に、中図書館と本牧南小学校の同時受賞は、同じ中區で連携を図られているという御報告を頂いて、すごく豊かな連携になっていきますし、今度は3年生が訪問されるということで、子供たちにとってきっと忘れられない体験になっていくのではないかと思います。とても楽しみにしております。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

森委員

改めて受賞おめでとうありがとうございます。今、三つの取組をお聞きして、読書が好きの子ばかりではない、図書が身近なお子さんばかりではないと思いますが、そういった児童でも興味を持つきっかけとなるような掛け算がどの取組にもあることに気付かされました。例えば給食室との連携やしおり、ビンゴなどゲーム性を持ったこと、あとは自然、そういったことが学校だけではなくていろいろな連携の中で生まれていることも一つポイントだと思っております。コロナ禍でそれはすごく難しいことでもあったと思いますが、先ほど寺尾小学校の北村校長は、止め

ることはなかったとおっしゃいました。それがどうしてできたのか、その気持ちをずっと保ち続けることができたのかという部分の秘訣やそのマインドにつながるものが何かあれば、教えていただければと思います。

北村寺尾小学校校長

できることなら子供たちの前で読み聞かせを続けたかったのですが、それぞれ保護者や地域の方たちに教室に入っていただく機会がなくなってしまった3年間でした。それで動画という方法を選びましたが、実はほかにも、あるときは廊下の隅っこや、あるときは校庭の端っこで、突然お店を開いて予告なしの読み聞かせをして、本が好きな子供たちと少数ながら続けてきました。ボランティアの皆さん、学校司書、司書教諭、私たち全てが、やはりこういうときこそ学校図書館、本読みは大事だよねという思いを持っていましたから、工夫を凝らして続けてきました。学校図書館だけではなかったと思います。行事や学校教育活動は全てそうだったと思います。工夫を凝らしたことが良かったし、こうして文部科学大臣表彰を頂いたことがその報いにもなったのだなと思います。

中村本牧南小学校校長

本牧南小学校校長の中村です。本校でも学校教育全体を通して読書活動を進めてまいりましたが、臨時休校中は昇降口の前に図書を並べて、青空図書館の形で貸出しをできるような工夫を、青木学校司書を中心に進めてきたと聞いております。本との関わりが途切れることのないように、本だけではないですが、臨時休校のときにもそういった配慮を学校全体の一つの取組として進めてきたことも大きな成果だと思っております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

木村委員

本当におめでとうございます。たくさん質問したいのですが、時間も大分押していますので、意見だけ少し申し上げます。図書というのは学びの根幹ですし、子供たち、あるいは社会人もそうですが、興味・関心を喚起するには大事なことだと思っています。いろいろ読ませてもらって、本牧南小学校などは関連づけに取り組みおられて、いろいろなことと関連づけるというのが今後ものすごく大事だと思っています。大学も文理融合や、理論と実践の往還など、一つにとどまらないで、それをどのように関連づけてつなげていくかが大事だと思っています。また、情報発信基地について、「どんな情報を発信しているのですか」と聞いたかったのですが、今、スポーツの世界や政治も教育も全て情報戦略が重要だと思っています。いわゆる量的なインフォメーションから、質的なインテリジェンスにどう変えるかという情報の考え方。今日も報道機関がたくさん来ていますが、事実の一つなのですが、その事実に対する切り方の解釈は様々ありますよね。そういったものをみんなで考えて自分たちのインテリジェンスを作るということをしていくと、今言われているクリティカルシンキング的な能力も高まっていきます。いろいろな意味で情報発信を更に次に進めていただくと、今後、子供たちが成長するだろうと思っています。本当は質問したかったのですが、意見ということで終わりたいと思います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

中上委員

皆さんに全部言われてしまって言うことはないのですが、先ほどの御説明を伺っていて、三者ともさすが文部科学大臣表彰を受けられた内容だなと思いました。非常にアイデアがいっぱい入っています。しかも、新型コロナウイルス感染

症のハンディキャップの中で非常に工夫され、今の時代を取り入れた、この「ラボット」という言葉も私は初めて知りましたし、いろいろな動画の紹介の仕方は、今の子供たちが望むものになっています。それと、学校と図書館との連携ですね。図書館から学校訪問に行ったり地元との連携をうまく活用したから、まさに文部科学大臣表彰にふさわしい内容だったと思います。おめでとうございます。

四王天委員

おめでとうございます。今回の受賞のポイントは、一つはスピーカーを通してでありながらも、肉声の持つ訴求力、AIの持つ拡張性、この2点が別々なアプローチながら評価されたのかなと思います。一つだけ質問です。ラボットに関して、パナソニック教育財団の助成を得られたということですが、これは何か特別なコネクションがあって得られたものなののでしょうか。それとも、ほかの学校も、助成して欲しいと言えるようなものなののでしょうか。

中村本牧南小学校校長

本牧南小学校の中村でございます。うまくお答えできるか分らないですが、前任の校長がパナソニック教育財団に論文を提出したことがきっかけで、このような支援を頂けることになったと聞いております。

四王天委員

分かりました。いろいろな企業からたくさん協賛を勝ち取っていただきたいなと思います。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。それでは次に「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

青石人権健康教育部担当部長

人権健康教育部担当部長をしております青石です。よろしくお願いいいたします。「新型コロナウイルス感染症への対応について」の一つ目「1 児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染状況」につきまして御報告させていただきます。二つ目です。「2 5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」、御報告させていただきます。なお、「1 児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染状況」ですが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類になることに伴って、感染者の全数把握が終了いたします。感染者数という形での御報告はこれをもって最後になりますので、よろしくお願いいいたします。それでは、説明は健康教育・食育課長にさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

長田健康教育・食育課長

おはようございます。健康教育・食育課課長の長田でございます。よろしくお願いいいたします。「新型コロナウイルス感染症への対応について」。まず、「1 児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染状況」でございます。感染者数につきましては表にございますけれども、市立学校関係者の感染者報告数は横ばい傾向となっております。

2 ページ目、裏面を御覧ください。「2 5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」でございます。令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行しております。本市の対応としまして、文部科学省の通知を踏まえ、令和5年4月28日にこの感染症対策について、学校に向けて発出しております。内容でございますが、「(1) 感染症対策について」。本市通知では、基本的な感染症対策としまして、手洗い、咳エチケットなどの感染症対策、また、教室の常時換気、児童生徒の健康観察及び日常の

清掃などを実施するように通知しております。また、感染流行期には、これらの基本的な感染症対策に加え、学校教育活動においてグループワークは少人数で実施、大声での会話を控える等々の身体的に距離等の確保を含めた対策を行う形で、状況に応じて実施するよう通知をしております。

「(2) 学級閉鎖の考え方について」です。5月8日から、教育委員会事務局が行っていた学級閉鎖の判断につきましては、教育委員会事務局が示す学級閉鎖の考え方に基づいて、学校長の判断としております。具体的には、直近3日間に登校していた児童生徒の新型コロナウイルス感染症り患、また、新型コロナウイルス感染症様症状、米印にございますが、この様症状というのは、発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状、また、インフルエンザ等の症状を含むとしております。これらによる欠席・早退者の合計が1クラス2割以上の場合、学校医と連携、助言に基づき、学校長が必要と判断したときに学級閉鎖を検討するとしております。なお、この基準につきましては、季節性インフルエンザと同じ学級閉鎖の基準としております。

下の枠囲みのところで実際の通知の抜粋を掲載しております。なお、3ページ目でございますが、改めて「(3) 留意事項」の丸の一つ目に、学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重しまして、マスクの着用は求めないとしております。併せて四つ目の丸ですが、様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないように、また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように、学校に通知しております。併せて下から三つ目ですが、給食・昼食時の会話は、感染流行期を除いて距離の制限はありませんということを改めて述べております。報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。本日をもって感染者数の報告は最後ということで、この3年間、誰もが先が見えず、新しいことで何をしたら良いのか分からない中で、皆さんに様々な対応をしていただいたこと、大事な局面においてこの場でも御報告していただいたことに感謝申し上げます。これがいつどんなタイミングで、また違った形でパンデミックが起きるか分からないので、この3年間を次にどのように生かしていくかが大事なと思います。また同じことをするのか、似たような状況が起きたときに違うことをするのか、次に備えて今から考えていければと思います。仮に感染症によって学校で学ぶことが難しくなったときに、家であっても学校の外の空間でも学びを続けられるように何ができるか、その環境を整え続けることは次のパンデミックの備えにもなりますし、今、学校で学ぶことが難しい児童生徒にとっても必要な環境でもありますので、そこを特に考えていただければと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

中上委員

報告やいろいろな対応は大変だったと思いますが、ありがとうございました。新年度になってから中学校の給食を訪問する機会がございまして感じたのですが、今まで学校というのは教室型で、しゃべらないで黙食というのを子供たちが守って、それはそれでそのときに必要なことだったと思います。でも、4月以降に対面になって、非常に楽しそうに皆さんが話していたので、ある児童に、「いつから対面になった？」と聞くと、「4月からだよ、すごく楽しい」と笑いなが

ら話していて、それを聞いただけで、私もマスクが取れて普通の状態に戻って本当に良かったなと思いました。まだクラスによって方法はそれぞれですが、対面での給食のところは皆さんマスクを取りながら非常に喜んで食事をしていて、これも良かったなと思います。あるクラスでは、教員が職員室か何かに行っておられてたまたまおられなかったのですが、スタートのときにどうするのかなと思ったら、当番の子供が手を合わせて「いただきます」と、食に対する感謝の気持ちをみんなが声を合わせて行っていたのにはびっくりしました。子供たちも本当にしっかりしているなと思いましたし、やっと平常の形に戻りつつあるなというので、少し安心しています。どうもありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。請願等審査に移る前に、事務局職員の入替えを行います。少々お待ちください。

<事務局職員入替え>

鯉淵教育長

それでは、請願等審査に移ります。4月5日付けで受け付け、各委員に配付しております受理番号1について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。受理番号1の要望書につきまして、考え方を所管課より御説明申し上げます。

高橋小中学校
企画課長

小中学校企画課長の高橋です。受理番号1番の要望書について、御説明いたします。要望者は、横浜教科書採択連絡会です。要望項目は12ございます。

①採択地区については、市内を行政区ごとの採択地区に戻してください。

②採択替えにあたっては、多数の教員が教科書調査研究を行い、市内全ての小学校（中学校）が学校ごとの実態を踏まえた調査研究報告を提出して、採択に反映できるようにしてください。

③教科書調査員には学校現場から幅広く教員を当て、校長・指導主事は除いてください。

④「採択基本方針」に記載されている「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど」の文面から、「採択終了後に」の文言を削除してください。

⑤観点・評価基準の策定にあたっては、関連法規・学習指導要領等の特定の項目を重視することのないように、また特定の価値観の教科書を有利に導くことのないように、配慮して策定してください。

⑥教科書調査・評価にあたっては、誤植等の誤りが多数あるかどうかなど、内容の正確性を含めて調査・評価してください。

⑦事務局が作成する採択方針案・各種調査報告書・学校意見報告・審議会答申案などの文書は、原資料をそのまま正確に転記して作成してください。合理的な理由で変更・修正が必要な場合は箇所と理由を文書で審議会に報告し、適否は審議会で検討してください。

⑧教科書取扱審議会は公開を原則とし、市民の傍聴を可能にしてください。

⑨教科書展示会の会場環境とアンケートの改善を行ってください。

⑩採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申を尊重し、答申の主旨と異なる教科書を採択する場合には、市民が納得できる合理的な理由を説明してください。

い。

⑪審議にあたっては誰がどのような理由でどの教科書を選んだかということをも明らかにするとともに、採決は挙手採決とし、無記名投票はしないでください。

⑫採択審議・決定の教育委員会会議は、広い会場で審議を行い、傍聴定員を弾力的に運用して市民の傍聴希望に応えてください。

続いて、考え方について説明いたします。要望項目②番、⑤番、⑩番についてです。横浜市立学校で使用する教科書は、横浜市が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子どもの学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行っております。なお、令和5年度横浜市教科書採択の基本方針は、関係法令や文部科学省通知等を踏まえ、横浜教育ビジョン2030や横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領に基づき策定します。

要望項目④についてです。教科書の採択が公正かつ適正に行われるためには、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する必要があります。なお、より開かれた採択となるよう、基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択終了後には採択に関する情報を積極的に公開するなどしています。

要望項目⑪についてです。教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択についても公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度、教育委員会で決定しております。

なお、それ以外の要望項目につきましては、教育長委任または専決で回答いたします。説明は以上です。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。特になければ、受理番号1については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認させていただきます。回答文については、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第10号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第12号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」、教委第13号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、教委第11号議案「令和5年度一般会計予算案（5月補正）に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第14号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第10号議案から教委第14号議案は非公開といたします。次に、教委第6号議案「博物館法施行細則の一部改正について」、所管課から

御説明いたします。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木でございます。教委第6号議案「博物館法施行細則の一部改正について」でございます。ただいまの御説明にありましたとおり、博物館法の施行細則につきまして、博物館法の改正に基づき改正するものでございます。本件は定期報告に関するものでございます。詳細につきましては課長から説明させていただきます。

小野寺生涯学
習文化財課長

生涯学習文科財課長の小野寺です。お手元の説明資料「博物館法施行細則の一部改正について」を御覧ください。

今回の改正の趣旨でございますが、「1 趣旨」にございますように、博物館法改正に伴い、博物館法施行細則の一部を以下のとおり改正します。なお、改正する規定については、神奈川県が定める改正後の「博物館の登録に関する規則」に準拠いたしております。

「2 改正内容」は、2点でございます。「(1) 定期報告(第5条の2)」に関する内容につきましては、法改正により、登録博物館は都道府県または政令指定都市の教育委員会に対し運営状況に関する定期的な報告を行うことと定められたため、当該定期報告に関し必要な事項を定めます。「(2) 公表(第9条)」でございます。これまで、博物館の登録等が行われた場合には市報での公告が必要とされていましたが、法改正の内容に合わせ、インターネットの利用その他の方法による公表に改めます。改正内容は以上2点でございます。

「3 規則改正に係るスケジュール」ですが、本日の教育委員会議を経まして、5月25日に規則改正の公布を行いたいと考えております。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。特になければ、教委第6号議案については原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。次に、教委第7号議案「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

岡施設部長

施設部長の岡でございます。よろしくお願いたします。本件につきましては、来年統合が決まっております泉区のいずみ野小学校、瀬谷区の阿久和小学校の統合に伴いまして、通学区域を定めるものでございます。説明につきましては、学校計画課長からさせていただきます。

金澤学校計画
課長

学校計画課長の金澤です。御説明差し上げます。議案書の3ページ、4ページにつきましては、規則改正案でございます。詳細につきましては説明資料で御説明差し上げます。

説明資料1ページを御覧ください。

「1 改正概要」でございます。令和6年4月1日に泉区の横浜市立いずみ野小学校及び瀬谷区の阿久和小学校が統合することに伴い、統合校であるいずみ野小

学校の通学区域を設定します。なお、通学区域につきましては、条例に基づき設置されました教育委員会の附属機関でございます横浜市学校規模適正化等検討委員会において、いずみ野小学校と阿久和小学校の通学区域を合わせた通学区域とする旨の答申がなされておりますので、こちらを反映させた通学区域とします。

「2 規則施行期日」につきましては、令和6年4月1日とさせていただきたいと思っております。

続きまして、「3 統合校の位置及び予定通学区域図」でございます。別紙1の3ページを御覧ください。こちらの図の太いオレンジの線で囲った区域が統合校の通学区域でございます。旧いずみ野小学校、阿久和小学校の通学区域を合わせた区域となっております。こちらの図の赤い斜線を引いてあるところにつきましては、統合校も選択可能な特別調整通学区域の設定範囲でございますが、今回の答申に基づいて設定させていただく部分もございますので、後ほど説明させていただきます。下の「令和4年度義務教育人口推計（一般学級）」についてですが、令和6年4月に統合することをもちまして、統合校については児童数336名、学級数12学級という適正規模校になる見通しでございます。

続きまして、「4 答申」ですが、5ページをお開きください。別紙2でございます。こちらが、令和4年6月22日付けで横浜市教育委員会に対しまして、横浜市学校規模適正化等検討委員会からなされました答申でございます。1ページおめくりいただきまして7ページが、学校規模適正化等検討部会で阿久和小学校・いずみ野小学校の統合について検討した意見書でございます。こちらの「1 調査審議事項」のうちの「(4) 統合校の通学区域」に、「阿久和小学校といずみ野小学校の通学区域を合わせた区域とすることが適当と考えます」とあります。「(5) 統合校の特別調整通学区域」は、現在、いずみ野小学校を受入校として設定している特別調整通学区域、右図①の緑色の部分です。こちらは統合校を受入校として引き続き設定するのと同時に、和泉小学校の通学区域のうち、和泉三家自治会区域、図のうちの②のちょっととがっている部分です。こちら及び原小学校の通学区域なのですが、阿久和南四丁目の一部、図の③の赤いハッチングをかけている部分です。こちらにつきましては、「統合校も選択できる特別調整通学区域を新たに設定することが適当と考えます」とございます。こちらの意見書を踏まえた答申に基づきまして、今回、特別調整通学区域も設定させていただきたいと考えております。説明については以上です。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

今、最後に御説明いただいた二つの特別調整通学区域を新たに設定することが適当と考えますと、比較的変わった地形だと思うのですが、その経緯をもう少し詳しく教えてください。あと、皆さんからの要望として、裏面の「2 その他、統合にあたっての要望」に「(3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、教職員の配置について配慮をお願いします」とあります。このあたりでどんな意見があったか教えてください。

金澤学校計画課長

まず、特別調整通学区域の②の部分については、この地形がちょうど和泉川という河川の河川敷になっております。河川改修等を行っている河川でございます。このラインは、旧河川に沿ったラインと、その河川敷の道路を囲ったものになっております。この部分の土地の利用としましては、一部農地と、あとは何も行っていない高架線の鉄塔などが建っているところで、人は住んでおりません。

かつて①の部分に特別調整通学区域をかけた当時は、人が住んでいないところには区域をかけていないということでした。今回、こちらを整理している段階で、②のところに区域がかかっていないことが分かりましたので、こちらの町内会であり和泉三家自治会に、ここに今回、特別調整通学区域をかけても良いですかとお伺いして、了承を頂きましたのでかけさせていただくものです。

③の部分は、このちょうど右側の部分がかまくらみち、県道になっております。本来、この道路を通って原小学校に通っているお子さんたちが③のところにお住まいなのですが、県道には歩道が一部あっても片側や、あとは歩道がなくてガードレールだけ付いているというような状況で、交通量もかなりあります。そのため、こちらの検討をしている中で、この部分については、統合校ができるのであればぜひそちらに通わせたいという御要望を頂きましたので、その際に話し合っ、こちらの区域は特別調整通学区域にしようということになりました。

続きまして、「2 その他、統合にあたっての要望」の「(3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、教職員の配置について配慮をお願いします」というところにつきましては、教育委員会事務局として統合校がうまくいくように全体で配慮してまいりますとお答えをしております。これまで統合校の場合、大体両方の学校から教員が行けるようなことも慣例的にはございましたので、そういった配置について配慮させていただきますという答えをしております。

森委員

分かりました。ありがとうございます。特に統合にあたっては、特別な配慮が必要な児童についての引継ぎが抜け落ちやすいとお聞きしますので、ぜひその辺りに気を付けていただければと思います。ありがとうございます。

金澤学校計画課長

ありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
特になければ、教委第7号議案については原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第8号議案「令和5年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から御説明いたします。

石川学校教育企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「令和5年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、お諮りいたします。ページを1ページおめくりいただいて、2ページの「提案理由」を御覧ください。提案理由を御説明申し上げます。教科用図書の手続きについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。令和5年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案するものでございます。詳細につきましては小中学校企画課長から申し上げます。

小中学校企画課長の高橋でございます。私から提案させていただきます。3ページを御覧いただきます。「令和5年度横浜市教科書採択の基本方針(案)」についてでございます。以下、読み上げて提案とさせていただきます。

「前文」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和5年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。」

「1 教科書の採択について」、「（1）令和5年度は、次の教科書を採択する。」、「ア 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）において令和6年度から令和9年度に使用する教科書」、「イ 高等学校において令和6年度に使用する教科書」、「ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書。」

「なお、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、社会科歴史的分野の教科書は、令和3年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。」

「（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。」

「（3）採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。」

おめくりください。4ページになります。「2 採択の基本原則」、

「（1）公正かつ適正な手続き」、「文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。」

「（2）教科書の調査研究」、「教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「（3）静ひつな採択環境の確保」、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。」

「（4）開かれた採択の実施」、「基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

「3 採択の観点」、「教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」

「（1）教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の

目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。」

「(2) 『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。」

「(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」

「高等学校」、 「(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。」

次の5ページでございます。「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」、 「(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。」

「4 採択の流れ」、 「(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。」

「(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。」

「(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について」、 「(1) 小学校において使用する教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」 「イ 学習実態」、 「審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。」

「(2) 高等学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」 「イ 学習実態」、 「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

6ページになります。「(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。」 「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」 「イ 学習実態」、 「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「6 その他」、 「基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」

基本方針は以上でございますが、1枚おめくりいただきまして7ページでございます。今お話しさせていただきました「『令和5年度横浜市教科書採択の基本方針』において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮

問するにあたり、今年度採択する小学校の教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。」

「調査項目」、「採択の観点（１）」、「【関係法令】」についてのものがございます。「①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。」「②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。」「③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。」

「採択の観点（２）」、「【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】」についてのものです。「①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。」「②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。」「③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。」「④『だれもが』『安心して』『豊かに』という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。」「⑤接続可能な開発目標（SDGs）の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。」「⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。」

「採択の観点（３）」、「【体裁等】」でございます。「①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。」「②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。」以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員

採択の基本方針について特に異議はないのですが、質問が一つあります。御案内のとおり文部科学省の検定の中でも、今のデジタル化の時代に合わせた小学校教科書の二次元バーコードの拡充と言いますか、その活用方法についてはいくつか課題があるようにお聞きしています。特にソフト面やハード面、動画等のキャパシティの問題、教員のスキルをどのように活用していくか、今後の運用に当たってはまだいろいろ課題があると聞いています。その辺りの教科書選定にあたって、デジタル化について教育委員会事務局のお考えがあったらお聞かせいただきたいです。

高橋小中学校
企画課長

小中学校企画課長の高橋でございます。文部科学省の通知によりますと、調査研究の対象は紙の教科書であることが基本とありますが、併せて小学校の英語につきましても、デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることが示されています。また、見本として、デジタル教科書の一部でございますが、文部科学省から提供される予定でありますので、デジタル教科書についても調査の参考とさせていただきます。

中上委員

分かりました。見本等もまだ十分ではないという認識でよろしいでしょうか。

高橋小中学校 企画課長	見本も一部と示されておりますので、それを参考にさせていただくという こと でございます。
鯉渕教育長	ほかにかがででしょうか。
森委員	御説明ありがとうございます。教科書採択のために何度かこの基本方針の書類 を見ておりましたが、その時代や今の状況に合わせて常に何をアップデートすべき か 考えながら見ていく必要があると思います。AIやいろいろなことがある中 で、生身の温度のある人間が何を学んでいくのかということや、多くの授業では 教員が黒板の前で同じ内容、同じペースで一斉授業を行っていくスタイルから脱 却していると思いますが、更にそれがより個別最適、より協働的になっていく中 で、教科書がどのように使われていくかを念頭に、教科書採択も考えていく必要 があると思います。令和9年度まで使いますので、そういった時代の変化やこれ からの学びを踏まえて、どんな議論をされてこの基本方針の文面でいくことにな ったのか、ぜひお聞きしたいと思っています。どなたからでも構いません。今言 ったような、より個別最適、より協働的という部分がどこにどのように織り込ま れているか、教育委員会事務局として教科書採択の観点や視点についてどうお考 えか教えてください。
石川学校教育 企画部長	学校教育企画部長の石川でございます。まず、前回の教科書採択も今の学習指 導要領に基づいているものですので、基本的な中身は変わっていないと考えてい ます。ただ、森委員のおっしゃるように学び方、協働的な学び、個別最適な学び も そうですし、あと、主体的・対話的で深い学びと言われております、今の学習指 導のある意味基本方針のようなものが、より深化されてきていると考えていま す。探究的な学びなどが一つの例だと思います。それについて、よりふさわしい 教科書を採択していく必要があるだろうと教育委員会事務局も考えております。 「3 採択の観点」がまずそうですし、7ページにございます、その観点をより 詳しくした「調査項目」も再度見ましたけれども、この項目で再度調査していく ことで、今必要とされている学びにつながっていくのではないかと考えておりま す。
森委員	ありがとうございます。私も、今の御説明にあったように「3 採択の観点」 なども改めて見直して、これからの学びにふさわしい教科書を採択していく観点 としてふさわしい文言か、一言一句もう一回確認してみましたが、主体的に考え ていくということや、課題を解決するだけではなく見つけていくということ、一 人ひとりの学習段階に応じた課題の工夫など、このタイミングであえて何かを大 きく変える必要があると思ったというよりは、ここにある程度含まれているので 大きな文言の変更は必要ないと思いました。「自ら学び 社会とつながり とも に未来を創る人」という観点で、「横浜教育ビジョン2030」をしっかりと押さえ た基本方針を見て、私はこれで良いと思いました。以上です。
鯉渕教育長	ほかにかがででしょうか。
木村委員	今の森委員の意見と重複するかもしれませんが、教科書は従来のようにその内 容をただ覚えるようなコンテンツの獲得ではなくて、ここから教員も児童生徒も どのように主体的に発展していくか。いわゆる教材研究も含めてそうですが、そ ういった観点も含めた中で調査していただければと思っています。教材研究はそ

それぞれの教員によって違うと思いますが、教材研究がよりこの教科書ではいろいろな発展性があるなど、今はコンテンツだけ獲得するというような学習観はないので、ぜひそういったことも調査研究に入れていただければと思っています。以上です。

鯉渕教育長 御意見でよろしいですか。

木村委員 はい。

大塚委員 私も意見です。基本方針については私もこれで良いと思っています。採択を進めるに当たって、それぞれの教科書を最も活用する教員がどのように新しい教科書を受け止めていらっしゃるか、声をきちんと聞いていくことが大事だと思っています。展示会でいろいろと御意見を頂く場がありますが、その御意見を審議会もきちんと受け止め、私たちもその御意見を理解させていただきつつ、適正公平な判断を適切に行っていきたいと思っています。

鯉渕教育長 ほかによろしいでしょうか。

四王天委員 私は審議会への要望を1点だけお願いしたいと思います。三つの観点に沿って教科書を選定していくのですが、この観点でいくと、新規の教科書は全部ゼロベースで真っさらな状態からいつも採択を行っているかと思いますが、感覚的に私は、継続してきたものを変更する場合、それにはやはり従前のものがどうであったかという評価の裏付けが必要だろうと思っています。もちろん慎重に採択されたものであって重大な欠陥はないと思っていますが、改善点は必ずどこかにあるものだろうと思っています。今まで選ばれてきた中で、「5 調査研究について」というところで「イ 学習実態」という一行があります。この学習実態、いわゆる学校の先生方が扱っていて「この点は非常に良かった」、「この辺りはもうちょっと」というようなことが必ず意見として出てくるはずですが、その辺りの意見がもう少しはっきり出てきてほしいなと思います。今までのものに対して改善要望があれば、それをもっと生かした採択にしていきたいと思っていますので、ぜひ審議会ではこの学習実態についての現場の声をきちんと吸い上げて、リポートしていただきたいと思っています。

鯉渕教育長 ほかにいかがでしょうか。
ほかに御意見がなければ、教委第8号議案については原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から御説明いたします。

石川学校教育企画部長 学校教育企画部長の石川でございます。教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、お諮りいたします。資料を1枚おめくりいただきまして、「提案理由」を御覧ください。「小学校及び義務教育学校前期課程において令和6年度から令和9年度に使用する教科書、高等学校において令和6年度に使

用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。」というものでございます。詳細は所管課長より御説明申し上げます。

高橋小中学校
企画課長

小中学校企画課長の高橋でございます。引き続きよろしく申し上げます。3ページを御覧ください。これが横浜市教科書取扱審議会への「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」の諮問案でございます。読み上げさせていただきます。「次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。」

「1 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）において令和6年度から令和9年度に使用する教科書」、「2 高等学校において令和6年度に使用する教科書」、「3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書。」

おめぐりください。4ページとなります。「理由」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和5年度横浜市教科書採択の基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、『横浜市教科書取扱審議会』（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。」

ここから先は、先ほどの基本方針に書かれたものと同じでございます。1番、2番、3番については省略させていただきます。ページをおめぐりいただき、5ページの4番に参ります。「4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。」

「5、基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」

以上でございます。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、教委第9号議案については原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了しました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会臨時会は、5月26日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月22日木曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、5月26日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月22日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第10号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第11号議案「令和5年度一般会計予算案（5月補正）に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第12号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第13号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第14号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時52分]